パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度について

1.制度の概要

「パートナーシップ制度」とは、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップルについて、相互に協力し合いながら、継続的に共同生活を行うことを約束した関係であることに対して、自治体が証明書等を発行する制度。

同性に限定せず、異性カップルを対象としている自治体や、パートナーの子ども等も家族 とみなす「ファミリーシップ制度」にまで拡充している自治体もあり、内容が多様化してき ている。

2. LGBT理解増進法の施行

国では、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」を令和5年6月23日に公布し、同日に施行した。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する 施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等し く基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっ とり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならな いものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に 資することを旨として行われなければならないことを基本理念とした。

3. 県の動向

愛知県では、次の内容を制度骨子とし、令和6年4月からファミリーシップ制度の運用を 開始する予定。

| 項目 | 内容 | 考え方 |
|------|--|---|
| 対象者 | ・全てのカップル(同性・異性を問わない)及び生計を同一とする子供等の家族・性的少数者だけを対象者とした制度にすると、証明書を持っていることが、望まないカミングアウトにつながるおそれがある。 | ・子どもを育てている(育てたい)カップル が増えている。 |
| 対象地域 | ・愛知県内居住者(すでに制度を導入している市町村を含む。) | ・制度を導入していない市町村がある。・制度を導入している市町村であっても、地元では申請しにくいと感じる人もいる。 |
| 根拠 | • 要綱 | ・「多様性を認め合い、誰一人取り残される ことのない人権尊重の社会づくり」を理念 として盛り込んだ「愛知県人権尊重の社会 づくり条例」を既に制定している。 また、条例 15 条に、性の多様性の理解増 進等についても規定済み。 |

(参考1) 県内市町村の制度導入状況 (25市町:令和5年9月1日現在)

| 市町村名 | 制度開始日 | 根拠規定 | 異性カップル・ 事実婚を含む | ファミリーを含む |
|------|------------|------|-------------------|----------|
| 名古屋市 | 令和4年11月14日 | 要綱 | 0 | 0 |
| 豊橋市 | 令和3年4月1日 | 要綱 | | |
| 岡崎市 | 令和4年4月1日 | 条例 | 0 | 0 |
| 一宮市 | 令和4年9月1日 | 要綱 | \circ | \circ |
| 瀬戸市 | 令和5年8月1日 | 要綱 | | 0 |
| 半田市 | 令和5年4月1日 | 要綱 | 0 | \circ |
| 春日井市 | 令和4年5月1日 | 要綱 | | \circ |
| 豊川市 | 令和4年7月1日 | 要綱 | | |
| 刈谷市 | 令和5年7月1日 | 要綱 | | |
| 豊田市 | 令和3年7月16日 | 要綱 | | \circ |
| 西尾市 | 令和元年9月1日 | 要綱 | | |
| 蒲郡市 | 令和4年1月4日 | 要綱 | \circ | |
| 小牧市 | 令和5年2月1日 | 要綱 | | \circ |
| 新城市 | 令和4年4月1日 | 要綱 | | |
| 東海市 | 令和5年4月1日 | 要綱 | | |
| 大府市 | 令和5年7月1日 | 要綱 | \circ | \circ |
| 知立市 | 令和5年4月1日 | 要綱 | \circ | \circ |
| 高浜市 | 令和4年4月1日 | 要綱 | | |
| 豊明市 | 令和2年5月1日 | 要綱 | \circ | |
| 日進市 | 令和5年3月1日 | 要綱 | \circ | |
| 田原市 | 令和4年4月1日 | 要綱 | | |
| みよし市 | 令和4年10月1日 | 要綱 | | \circ |
| 長久手市 | 令和5年6月1日 | 要綱 | 0 | O |
| 豊山町 | 令和4年9月1日 | 要綱 | | 0 |
| 幸田町 | 令和5年7月1日 | 要綱 | | |

(参考2) 県内市町村の制度導入状況等(岩倉市協働安全課調べ)

(※以下、令和5年9月1日時点。数字は自治体数を表しています。)

●パートナーシップ制度とした自治体の主な理由

- ・法的に婚姻ができない一方又は双方が性的少数者である2人の関係を社会的に認めてほしいという気持ちを尊重するために、事実婚や家族などは含めず、当事者のみを対象とした。
- ・性的マイノリティの方々の関係性の尊重と多様な性への理解促進を目的に導入したものであるため。
- ・性的マイノリティに対する様々な意見がある中で、最初は当事者のみに限定してスタートし、国や県の動向、 ニーズ、性的マイノリティに対する理解の状況等に応じて対応することにした。
- 導入後の様子をみて、ファミリーシップ導入の検討を行う。
- ・パートナーシップ制度導入検討時には、県内でファミリーシップ制度の導入事例が少なかったため。

●ファミリーシップ制度とした自治体の主な理由

- ・当事者の方から、子どもを含めた家族として認めてもらえるような制度となってほしいというご意見をいただいていた。
- ・パートナーの二人だけでなく、その子どもを含め広く制度を利用してもらうため。
- ・パートナーシップ関係にある性的少数者等においても、子どもも含めて家族として生活している実態があることや、今後、そのような家族が増加することが想定されることから、子育てに関する悩みや困難の解消につな げるため。
- ・通常の婚姻と同様な関係性というと、将来的には、子どもの養育、親の看護など、ライフステージによって、 生活環境や生き方が変容する。それらの変容に沿った支援とすることが必要と考えたため。
- ・直近で導入している自治体はファミリーシップ制度が多かったため。 (事実婚を含めた自治体の主な理由)
- ・事実婚の方々については、一定法律上の権利が認められてはいるが、様々な家庭の事情により、婚姻という形態をとれなかったということにより、生きづらさや、困難さ、あるいは不都合さを感じている可能性がある。
- ・事実婚のカップルも対象とすることで、性的少数者の方が制度を利用することによる不必要なカミングアウト の負担も軽減される。

●制度の導入状況

・導入済み 25 自治体 (パートナーシップ制度 12、ファミリーシップ制度 13)

| 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 8 | 12 | 3 | 1 | 1 |

- · 導入予定 11 (令和6年度7、令和5年度(10月以降)3、時期未定1)
- 検討中等 9
- ・予定なし 9

●実際の申請件数

| | | 令和5年度(65件 | ‡) |
|-----------|----|-----------|------------|
| 申請のあった自治体 | 18 | 令和4年度(88件 | ‡) |
| | | 令和3年度(15件 | 牛) |

●導入・検討に至った経緯(複数回答あり)

| 要望(住民から) | 8 | 基本計画に基づいて | 7 |
|------------|---|-------------|----|
| 要望(市民団体から) | 2 | 条例に基づいて | 1 |
| 要望(議会から) | 7 | 周辺自治体が始めたから | 14 |
| 請願、陳情 | 4 | 施策として検討の結果 | 13 |
| | | トップダウン | 7 |

●制度を利用するにあたり、宣誓者のメリットとなること

| 市(町)営住宅の入居条件に追加 | 23 |
|-----------------|-----------------------------------|
| その他 | 税に関する証明書等の申請及び受領、パートナー等の住民票の続柄を「縁 |
| | 故者」に変更可 など |

●自治体間での協定の状況

| 結んでいる | 結ぶ予定 | 結んでいない |
|-------|------|--------|
| 6 | 18 | 8 |

●市民参加手続の実施状況

| 方法 | | 実施時期 | 対象者等 | |
|-----------|----|---------------|------|------------|
| | | 制度の導入を検討する前 | (5) | |
| 審議会 | 18 | 制度概要が固まる前 | (5) | 審議会、懇話会等委員 |
| | | 制度概要がほぼ固まってから | (8) | |
| | | 制度の導入を検討する前 | (1) | オンライン |
| 意見交換会 | 4 | 制度概要が固まる前 | (2) | 当事者団体ヒアリング |
| | | 制度概要がほぼ固まってから | (1) | サテライトセミナー |
| アンケート | 0 | | | |
| | | 制度の導入を検討する前 | (0) | |
| パブリックコメント | 8 | 制度概要が固まる前 | (0) | 一般市民 |
| | | 制度概要がほぼ固まってから | (8) | |